

共済組合保険料の算定方法変更に伴う給与等システムの改修について

1. 算定方法変更の概要

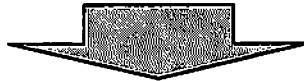
公的年金一元化に伴い、共済組合の保険料の算定方法が、当月の給料月額に一定率を乗じる「手当率制」から、厚生年金等が採用している当年 4 月～6 月の報酬額を基に標準報酬月額を決定する「標準報酬制」に移行することに対応するため、給与等システムの改修を行う。

- (1) 移行時期 平成 27 年 10 月分給与から
(2) 対象となる共済組合 地方職員共済組合、公立学校共済組合および警察共済組合

手当率制（現行制度）

$$\text{保険料} = \text{給料月額} \times \text{手当率（一般職 1.25）} \times \text{保険料率}$$

※ 期末・勤勉手当については、その合計額に保険料率を乗じて得た額を保険料とする。



標準報酬制（新制度）

$$\text{保険料} = \text{標準報酬月額} \times \text{保険料率}$$

4 月～6 月の 3 か月の報酬（給料月額＋諸手当）の平均額

- ・標準報酬月額の算出データを共済組合に提出し、共済組合が標準報酬月額を決定
- ・決定された標準報酬月額は、同年 9 月から翌年 8 月まで適用（平成 27 年度は 10 月～翌年 8 月）
- ※ 決定後に報酬に大きな変動があった場合は、その都度標準報酬月額を見直す。
- ※ 期末・勤勉手当については、その合計額を基に算出した標準賞与額に保険料率を乗じて得た額を保険料とする。

2. 給与等システムの改修内容および費用

改修内容	金額
1. システム画面の新設・改修 (1) 標準報酬月額登録画面を新設 (2) 既存画面に標準報酬月額に関する項目を追加	4,900 千円
2. 計算プログラムの新設・改修 (1) 標準報酬月額を計算するプログラムを新設 (2) 給与から保険料を控除するプログラムを改修	12,000 千円
3. 共済組合提出用データの抽出機能の新設等 (1) 共済組合提出用の標準報酬月額等データの抽出機能を新設 (2) 既存出力データ・帳票に標準報酬月額に関する項目を追加	15,000 千円
4. その他諸経費	340 千円
合 計	32,240 千円 (税込み) 34,800 千円

※全ての項目で、①調査・設計、②製作、③テストが実施される。

